

# (案)

## 千葉県条例第 号

### 千葉市の農業振興における地産地消の推進に関する条例

千葉市の農業は、市街地の後背部に広大な優良農地を有し、大消費地に隣接する恵まれた立地条件を備えており、地域の特色を活かし、さまざまな農畜産物の生産活動が展開されている。

しかしながら、農業従事者の高齢化、担い手の不足、耕作放棄地の増加、経済のグローバル化が進展し、輸入農畜産物の増加による価格の低迷など、農業を取り巻く環境は大きな転換期を迎えている。

千葉市の農業の持続的発展、市内産農畜産物の消費の拡大及び農業経営の安定化に向けた農業の振興を図るとともに、市内産農畜産物の付加価値の向上及び観光資源としての活用を促進することが必要とされている。

このようなことから、千葉市の農業振興における地産地消の推進に関する基本的事項を定め、市、生産者、事業者及び消費者が協力して地産地消に取り組むため、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、千葉市（以下「市」という。）の農業振興における地産地消の推進に関して、市の責務並びに生産者、事業者及び消費者の役割を明らかにし、市内産農畜産物の利用促進に関する基本的施策を定めることにより、市の農業の振興と市民の豊かな食生活の向上、食を巡る循環型社会の構築によって、緑豊かな自然環境が保全される社会に貢献することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地産地消 市内産農畜産物を市内で消費することをいう。
- (2) 市内産農畜産物 市内で生産された農畜産物及びこれらを市内で加工したものをいう。
- (3) 生産者 市内で、農畜産物を生産する者及びその組織する団体をいう。
- (4) 事業者 次のいずれかに該当する事業者及びそれらの事業者の組

## (案)

織する団体をいう。

ア 市内で、農畜産物又はこれらを利用した製品の流通を行う者

イ 市内で、農畜産物を利用した製品の製造を行う者

ウ 市内で、農畜産物又はこれらを利用した製品を飲食として提供する者

- (5) 6次産業化 1次産業としての農畜産業と、2次産業としての加工業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組をいう。

(市の責務)

第3条 市は、生産者、事業者及び消費者と連携し、かつ、協力して、地産地消の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、農福連携等による農畜産業等の多様な担い手への支援を行うものとする。

3 市は、新規就農者を増やすべく支援を行なうものとする。

(生産者の役割)

第4条 生産者は、消費者の求める安全で安心な質の高い農畜産物の生産に努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、市内産農畜産物を利用するよう努めるものとする。

(消費者の役割)

第6条 消費者は、農業の振興に対して理解を深めるとともに、市内産農畜産物を消費するよう努めるものとする。

(公共的施設等における地産地消の推進)

第7条 地産地消の推進のため、学校、保育所、福祉施設その他の公共的施設等において、農畜産物又はこれらを加工したものの提供を行うときは市、生産者及び事業者は相互に協力し、市内産農畜産物を利用するよう努めるものとする。

(広報活動)

第8条 市は、地産地消に関する事業者及び消費者の関心及び理解を深

## (案)

めるため、広報その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(生産者、事業者及び消費者の情報の共有等)

第9条 市は、生産者、事業者及び消費者が市内産農畜産物の利用に関する情報の共有及び相互理解を深めていくために必要な施策を実施するものとする。

(市内産農畜産物等のブランド化)

第10条 市は、生産者、事業者及び消費者と連携し、市内産農畜産物等及びそれらを利用した製品のブランド化を進め、その魅力を発信するものとする。

(観光資源としての活用)

第11条 市は、観光旅行者の来訪及び農村滞在型の余暇活動の促進を図るため、市内産農畜産物及びそれらを利用した製品を観光資源として有効に活用し、多様な媒体の活用による広報宣伝の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(6次産業化の推進)

第12条 市は、生産者及び事業者が行う6次産業化を支援するとともに、6次産業化に対する消費者の関心及び理解を深めるため、情報の提供、啓発活動等を実施するよう努めるものとする。

(食育との連携)

第13条 市は、地産地消の推進に関する施策の実施に当たっては、食育に関する施策との連携を図るものとする。

(財政上の措置)

第14条 市は、地産地消の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(組織体制の整備)

第15条 市は、地産地消の推進に関する施策を実施するため、その内部組織間の連絡及び調整を十分に図るための組織体制を整備するものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(案)

この条例は、公布の日から施行する。



議 案 説 明

千葉市の農業振興における地産地消の推進に関する基本的事項を定め、市、生産者、事業者及び消費者が協力して地産地消に取り組むため、千葉市の農業振興における地産地消の推進に関する条例を制定しようとするものであります。